

感染症法に基づく「医療措置協定」 締結に向けた事前調査について


令和5年9月

熊本県健康福祉部健康危機管理課

- 1 はじめに
- 2 医療措置協定の締結について
- 3 医療措置協定締結に向けた事前調査について
- 4 事前調査の項目・回答方法について
 - ① 自宅療養者等に対する医療の提供
 - ② 個人防護具の備蓄
- 5 おわりに

1 はじめに

- 新型コロナへの対応においては、訪問看護事業所の皆様には医療提供体制の整備等に御尽力・御協力を賜り感謝申し上げます。
- 新型コロナへの対応を踏まえて、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるため、改正感染症法が令和4年12月9日に公布され順次施行されることとなりました。
- 改正感染症法により、都道府県は予防計画の記載事項の充実を図るとともに、都道府県と医療機関等がその機能・役割に応じた協定（医療措置協定）を締結する仕組みが法定化されました。（令和6年4月1日から施行）

- 
- 本調査は、予防計画の策定や医療措置協定の締結に向けて、県内すべての訪問看護事業所の皆さまにご回答をお願いするものです。
 - 御理解・御協力のほど、どうぞよろしくお願い致します。

2 医療措置協定の締結について

● 医療措置協定締結の背景

- 新型コロナウイルス発生時、感染症病床を有する感染症指定医療機関だけでは入院患者へ対応できず、一般医療機関が通常医療を制限しながら病床を確保する必要が生じた。
- 多数の感染症患者の受入を想定した入院調整、救急搬送、院内ゾーニングなどの具体的な訓練は行われていなかったため、受入体制の構築に時間を要した。
- 感染拡大初期のコロナの特性が明らかでない時期から対応する医療機関と、ウイルスの特性が明らかになってきた後に対応する医療機関との役割が平時から明確でなく、医療機関間の役割分担の調整が困難な地域も見られた。
- 増大する入院患者の対応に医療人材（特に看護師）を外部の医療機関から確保することが必要な場合があったが、都道府県を越えた医療人材の派遣スキームがなく、災害時医療のような広域支援が困難であった。

● 感染症法の改正概要

- 前述の課題を踏まえて、都道府県は、平時に新興感染症の対応を行う医療機関等と協議を行い、感染症対応に係る医療措置協定（病床確保や発熱外来等の項目）を締結することとなりました。

【協定を締結した医療機関等は、感染症法に基づき以下のとおり指定されます。】

第一種協定指定医療機関：病床を確保する医療機関

第二種協定指定医療機関：発熱外来・自宅療養者等への医療提供を行う医療機関

訪問看護事業所を含みます。

- 協定を締結するに当たっては、医療機関等の新型コロナウイルス対応の実績も参考に、関係者の間で協議を行い、各医療機関等の機能や役割に応じた内容の協定を締結します。

▶ 訪問看護事業所の状況を確認するため、事前調査を実施します。

2 医療措置協定の締結について

(医療機関の協定の締結等)

第三十六条の三 都道府県知事は、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間に新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずるため、当該都道府県知事が管轄する区域内にある医療機関の管理者と協議し、合意が成立したときは、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項をその内容に含む協定（以下「医療措置協定」という。）を締結するものとする。

- 一 前条第一項各号に掲げる措置のうち新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において当該医療機関が講ずべきもの
- 二 第五十三条の十六第一項に規定する个人防护具の備蓄の実施について定める場合にあっては、その内容
- 三 前二号の措置に要する費用の負担の方法
- 四 医療措置協定の有効期間
- 五 医療措置協定に違反した場合の措置
- 六 その他医療措置協定の実施に関し必要な事項として厚生労働省令で定めるもの

2 前項の規定による協議を求められた医療機関の管理者は、その求めに応じなければならない。

3 都道府県知事は、医療機関の管理者と医療措置協定を締結することについて第一項の規定による協議が調わないときは、医療法第七十二条第一項に規定する都道府県医療審議会の意見を聴くことができる。

4 都道府県知事及び医療機関の管理者は、前項の規定による都道府県医療審議会の意見を尊重しなければならない。

5 都道府県知事は、医療措置協定を締結したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該医療措置協定の内容を公表するものとする。

6 前各項に定めるもののほか、医療措置協定の締結に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

2 医療機関措置協定の締結について

● 流行初期と流行初期以降の考え方

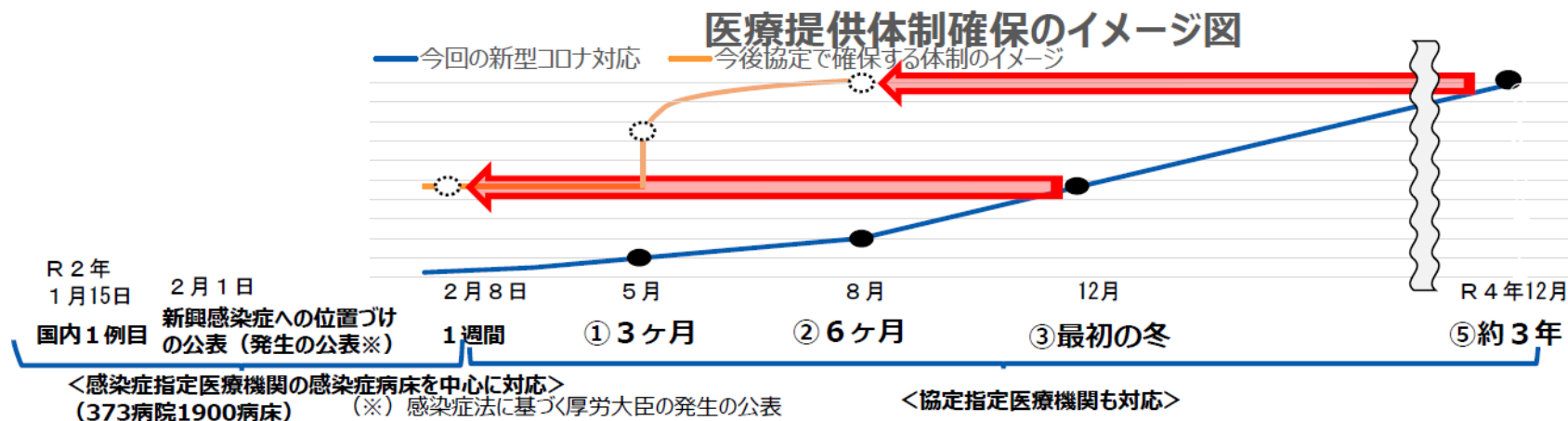
- 医療措置協定においては、各医療機関等の機能や役割に応じて、新興感染症への対応時期について、「流行初期」と「流行初期以降」に時期を分けて協定を締結します。
- なお、訪問看護事業所については、「流行初期以降」からの対応を想定しています。

流行初期

- ✓ 流行初期とは感染症法に基づく厚生労働大臣による発生の公表（新興感染症に位置付ける旨の公表）から3か月間程度です。
（即応病床化及び発熱外来は公表後1週間程度で実施。検査体制は1か月程度で整備）
- ✓ 流行初期については、感染症指定医療機関を含む公的医療機関等、特定機能病院、地域支援病院等での対応を念頭にしています。
- ✓ 新型コロナ発生約1年後（2020年12月）の入院患者数の規模に対応できる体制を目指します。

流行初期以降

- ✓ 流行初期以降とは、発生の公表後3か月後以降です。
- ✓ 流行初期の対応を行った公的医療機関等に加えて、対応可能な全ての医療機関等での対応を想定しています。
- ✓ 新型コロナ対応で確保した最大の体制（2022年12月以降）を目指します。（発生の公表後6か月以内に体制確保を目指します。）



3 医療措置協定締結に向けた事前調査について

● 調査内容

- 新興感染症（再興感染症を含み、感染症法に定める新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症を基本とする。）発生・まん延時に迅速かつ適確に講ずるための感染症法の規定に基づく協定の締結に向けて、**2項目（①自宅療養者等への医療の提供、②个人防护具の備蓄）**にご回答ください。
- なお、新型コロナ対応において、様々な変化にその都度対応してきた実績を踏まえ、新型コロナ対応での最大値の体制を目指すこととしております。
- 今後の協定締結を念頭に、現時点での対応可能な見込等についてご回答ください。

✓ 本回答によって協定の内容が確定するものではありません。

4 事前調査の調査項目及び回答方法について

● 調査項目

- ① 自宅療養者等に対する医療の提供
- ② 個人防護具の備蓄

● 記入に際してご注意いただきたいこと等

- ✓ 今後の新興感染症に関しては、原則として、新型コロナと同等の感染症を想定しています。
- ✓ 黄色セルは入力必須項目となります。
- ✓ 該当しない項目は、「-」と回答ください。
- ✓ 新型コロナ実績値等が不明の項目には、「不明」と回答ください。
- ✓ お手数ですが、最終的には黄色セルが残らない状態で回答データを送付願います。
- ✓ 今後の協定締結（今年度秋以降）を念頭に、現時点での見込数等について回答ください。
- ✓ 本回答によって協定の内容が確定するものではありません。

4 事前調査の調査項目及び回答方法について

① 自宅療養者等への医療の提供

- **新型コロナ実績**

→「自宅療養者等への医療の提供（訪問看護）」や「自宅療養者等への健康観察」について、**新型コロナ療養者への対応の有無**をご回答ください。

- **新たな新興感染症発生時の対応見込み**

→今後、新型コロナのように新興感染症が発生した際の対応の見込みをご回答ください。なお、今後の新興感染症に関しては、原則として、新型コロナと同等の感染症を想定しています。

項目	新型コロナ実績		新たな新興感染症発生時の対応見込み	
	対応の有無	貴事業所利用者以外への対応の有無 (自治体との委託契約に基づくものも含む)	【流行初期以降】（厚労大臣公表後3～6か月） ※新型コロナ最大値の体制の構築を目指す	
			対応の可否	貴事業所利用者以外への対応の有無 (自治体との委託契約に基づくものも含む)
自宅療養者等への「医療の提供（訪問看護）」				
うち、自宅療養者対応				
うち、宿泊療養者対応				
うち、高齢者施設対応				
うち、障害者施設対応				
自宅療養者等への「健康観察」				
うち、自宅療養者対応				
うち、宿泊療養者対応				
うち、高齢者施設対応				
うち、障害者施設対応				

- ✓ 回答は「○」か「×」で記入してください。
- ✓ 「訪問看護」は、主治医の指示書のもと看護を実施することを想定しています。
- ✓ 「健康観察」は、保健所又は医療機関等から依頼された新型コロナ患者又は新たな新興感染症の患者に対して、体温その他の健康状態について確認を求める業務です。

4 事前調査の調査項目及び回答方法について

②個人防護具の備蓄

個人防護具の備蓄の予定等について、以下にご回答ください。

項目	令和3年や令和4年を通じた新型コロナ 対応での平均的な使用量（2か月分） （単位：枚）	今後の備蓄予定	
		〇か月分	〇枚
サージカルマスク			
N95マスク（DS2マスクでの代替可）			
アイソレーションガウン （プラスチックガウンを含む）			
フェイスシールド （再利用可能ゴーグルでの代替可）			
非滅菌手袋			

- ✓ 備蓄予定は、〇か月、〇枚いずれも回答ください。
- ✓ 備蓄量は訪問看護事業所の使用量2か月分以上とすることが推奨されています。
- ✓ 「2か月」については、感染の波による需要の急増と、供給の途絶が同時に発生する場合に、需給が最も逼迫する期間として設定されています。
- ✓ 使用量2か月分を定める場合、特定の感染の波における使用量での2か月分ではなく、令和3～4年度の平均的な使用量で2か月分を設定してください。

5 おわりに

- 改正感染症法に基づく新興感染症発生・まん延時の迅速かつ的確な医療提供体制の整備に向けて、本調査は県内全ての訪問看護事業所に回答をお願いしております。
- ご多用の中恐縮ですが、回答期限までに回答をいただきますようお願いいたします。
- 回答に当たっては、以下の県ホームページにアクセスしていただき、**電子申請サービスでの回答**に御協力をお願いいたします。（電子申請サービスでの回答が困難な場合は、メール又はFAXでの回答も可能です。）

県ホームページURL : <https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/30/185345.html>

提出期限	令和5年10月13日（金）
お問合せ先	熊本県健康福祉部健康危機管理課 吉田・中満 電話：096-333-2015／FAX：096-383-0608 Mail： kenkoukiki@pref.kumamoto.lg.jp